



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域会議
- 3 代表者の氏名
山口英男
- 4 主たる事務所の所在地
長野県長野市大字北長池字上河原1924番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人々や地域社会に対して、自然・社会及び人文環境の計測・調査・設計等に関する事業及び科学技術の振興・技能評価による技術研鑽を行うことで、自然及び社会環境の保全と創造に寄与する事を目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州ふるさとづくり応援団
- 3 代表者の氏名
遠藤隆王
- 4 主たる事務所の所在地
大町市常盤3724番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、信州の地域住民と信州への移住に関心を持つ人々に対し、地域の自然、歴史、文化、風土を大切にしたい故郷づくりに共に取り組むための交流事業や情報提供、及び移住支援に関する事業を行い、地域コミュニティ全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ライフプラン市民サポートセンター
- 3 代表者の氏名
原山勇
- 4 主たる事務所の所在地
長野市稲里町中央1丁目4番8号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、長寿社会を迎えた現代において、市民が心豊かに生き生きとした人生を送るために、ライフデザイン（生き方）、ライフプラン（生涯生活設計、相続・事業承継等）に関する相談・支援を行うとともに、その実現のために市民が相互に支え合う社会の構築に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人健康増進活動支援協会
- 3 代表者の氏名
田中幸夫
- 4 主たる事務所の所在地
長野県下伊那郡高森町山吹5948番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、健康増進に関する幅広い分野で研究及び教育普及活動を行なうとともに、不特定多数の市民及び団体等を対象に助言、支援又は協力を行ない、健康増進活動をはかり保健、福祉の増進、社会教育の推進、スポーツ振興、子どもの健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しなの生活支援倶楽部むつみえん
- 3 代表者の氏名
山田文江
- 4 主たる事務所の所在地
長野県上田市大字中之条344番地12
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域に居住する人々が、住み慣れた地域で自分にあったライフスタイルを全うするために必要な事業を行う事により、知識と教養の育成、及び健康と福祉の推進を図り、もって地域社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

NPO推進チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
諏訪ステーションパーク1
諏訪市沖田町13-6ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱OPA
東京都台東区柳橋2-20-11
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
(変更前)

| 名 | 称 | 代表者氏名 |
|------|---|------------|
| ㈱十字屋 | | 代表取締役 玉虫俊夫 |

(変更後)

| 名 | 称 | 代表者氏名 |
|------|---|------------|
| ㈱OPA | | 代表執行役 石村龍道 |

- 4 変更した年月日
平成18年3月1日
- 5 届出年月日
平成18年3月22日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年4月6日から平成18年8月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
諏訪ステーションパーク2
茅野市中沖11-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱OPA
東京都台東区柳橋2-20-11
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
(変更前)

| 名 | 称 | 代表者氏名 |
|------|---|------------|
| ㈱十字屋 | | 代表取締役 玉虫俊夫 |

(変更後)

| 名 | 称 | 代表者氏名 |
|------|---|------------|
| ㈱OPA | | 代表執行役 石村龍道 |

- 4 変更した年月日
平成18年3月1日
- 5 届出年月日
平成18年3月22日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年4月6日から平成18年8月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月6日

長野県知事 田中 康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あぐりモールふじみ

諏訪郡富士見町落合字南原山9984-1025ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) A・コープ富士見店

(変更後) あぐりモールふじみ

(2) 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 住 所 |
|------------|--------------|-----------|
| 信州諏訪農業協同組合 | 代表理事組合長 小林 隆 | 茅野市仲町24-4 |

(変更後)

| 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 住 所 |
|------------|---------------|------------------|
| 信州諏訪農業協同組合 | 代表理事組合長 小林 信哉 | 諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841 |

(3) 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

① その1（平成16年3月1日変更）

(変更前)

| | 氏 名 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 住 所 |
|---|-------------|-----------|-------------------|
| 1 | 諏訪みどり農業協同組合 | 小林 隆 | 茅野市仲町24-4 |
| 2 | (有)今井書店 | 今井 千浩 | 茅野市仲町4-1 |
| 3 | (有)藤澤薬局 | 藤澤 俊介 | 諏訪郡富士見町富士見3586 |
| 4 | 山村 輝彦 | | 諏訪郡富士見町富士見3210-18 |
| 5 | (有)塩崎製パン | 塩崎 和彦 | 諏訪郡富士見町富士見3302 |
| 6 | (株)藤森カメラ店 | 藤森 賢一 | 諏訪市諏訪1-3-5 |

(変更後)

| | 氏 名 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 住 所 |
|---|-------------|-----------|-------------------|
| 1 | 信州諏訪農業協同組合 | 小林 隆 | 茅野市仲町24-4 |
| 2 | (有)今井書店 | 今井 千浩 | 茅野市仲町4-1 |
| 3 | (有)藤澤薬局 | 藤澤 俊介 | 諏訪郡富士見町富士見3586 |
| 4 | 山村 輝彦 | | 諏訪郡富士見町富士見3210-18 |
| 5 | (有)塩崎製パン | 塩崎 和彦 | 諏訪郡富士見町富士見3302 |
| 6 | (株)藤森カメラ店 | 藤森 賢一 | 諏訪市諏訪1-3-5 |

② その2 (平成16年11月1日変更)

(変更前)

| | 氏名又は名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|---|------------|-------|-------------------|
| 1 | 信州諏訪農業協同組合 | 小林 隆 | 茅野市仲町24-4 |
| 2 | (有)今井書店 | 今井 千浩 | 茅野市仲町4-1 |
| 3 | (有)藤澤薬局 | 藤澤 俊介 | 諏訪郡富士見町富士見3586 |
| 4 | 山村 輝彦 | | 諏訪郡富士見町富士見3210-18 |
| 5 | (有)塩崎製パン | 塩崎 和彦 | 諏訪郡富士見町富士見3302 |
| 6 | (株)藤森カメラ店 | 藤森 賢一 | 諏訪市諏訪1-3-5 |

(変更後)

| | 氏名又は名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|---|------------|-------|-------------------|
| 1 | 信州諏訪農業協同組合 | 小林 隆 | 茅野市仲町24-4 |
| 2 | (有)今井書店 | 今井 千浩 | 茅野市仲町4-1 |
| 3 | (有)藤澤薬局 | 藤澤 俊介 | 諏訪郡富士見町富士見3586 |
| 4 | 山村 みゆき | | 諏訪郡富士見町富士見3210-18 |
| 5 | 小池 一紀 | | 諏訪郡富士見町境11411-1 |
| 6 | (株)藤森カメラ店 | 藤森 賢一 | 諏訪市諏訪1-3-5 |
| 7 | 五味 佳子 | | 諏訪郡富士見町立沢163 |
| 8 | (有)シーイー | 花岡 俊樹 | 岡谷市川岸東1-7-1 |

③ その3 (平成17年5月29日変更)

(変更前)

| | 氏名又は名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|---|------------|-------|-------------------|
| 1 | 信州諏訪農業協同組合 | 小林 隆 | 茅野市仲町24-4 |
| 2 | (有)今井書店 | 今井 千浩 | 茅野市仲町4-1 |
| 3 | (有)藤澤薬局 | 藤澤 俊介 | 諏訪郡富士見町富士見3586 |
| 4 | 山村 みゆき | | 諏訪郡富士見町富士見3210-18 |
| 5 | 小池 一紀 | | 諏訪郡富士見町境11411-1 |
| 6 | (株)藤森カメラ店 | 藤森 賢一 | 諏訪市諏訪1-3-5 |
| 7 | 五味 佳子 | | 諏訪郡富士見町立沢163 |
| 8 | (有)シーイー | 花岡 俊樹 | 岡谷市川岸東1-7-1 |

(変更後)

| | 氏名又は名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|---|------------|-------|-------------------|
| 1 | 信州諏訪農業協同組合 | 小林 信哉 | 諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841 |
| 2 | (有)今井書店 | 今井 千浩 | 茅野市仲町4-1 |
| 3 | (有)藤澤薬局 | 藤澤 俊介 | 諏訪郡富士見町富士見3586 |
| 4 | 山村 みゆき | | 諏訪郡富士見町富士見3210-18 |
| 5 | 小池 一紀 | | 諏訪郡富士見町境11411-1 |
| 6 | (株)藤森カメラ店 | 藤森 賢一 | 諏訪市諏訪1-3-5 |
| 7 | 五味 佳子 | | 諏訪郡富士見町立沢163 |
| 8 | (有)シーイー | 花岡 俊樹 | 岡谷市川岸東1-7-1 |

- 上記3の(1) 平成16年11月1日
- 上記3の(2) 平成17年5月29日(住所は平成17年5月6日)
- 上記3の(3)の① 平成16年3月1日
- 上記3の(3)の② 平成16年11月1日
- 上記3の(3)の③ 平成17年5月29日(住所は平成17年5月6日)

- 5 届出年月日
平成18年3月22日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年4月6日から平成18年8月6日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
あぐりモールふじみ
諏訪郡富士見町落合字南原山9984-1025ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
信州諏訪農業協同組合
諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
- 3 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| | 入口の数 | 出口の数 | 合計 |
|-----|------|------|----|
| 変更前 | 2 | 2 | 4 |
| 変更後 | 1 | 1 | 2 |

* 位置は、届出書に添付された図面のとおりに

- 4 変更した年月日
平成18年1月1日
- 5 届出年月日
平成18年3月22日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年4月6日から平成18年8月6日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県諏訪地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、阿智村役場において縦覧に供します。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

農業振興地域の区域の変更(統合)

(旧)

| 農業振興地域名 | 市町村名 | 面積(ha) |
|----------|------|--------|
| 阿智農業振興地域 | 阿智村 | 6,706 |
| 浪合農業振興地域 | 浪合村 | 2,198 |

(新)

| 農業振興地域名 | 市町村名 | 面積(ha) |
|----------|------|--------|
| 阿智農業振興地域 | 阿智村 | 8,904 |

農業政策チーム

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、大町市役所において縦覧に供します。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

農業振興地域の区域の変更（統合）

（旧）

| 農業振興地域名 | 市町村名 | 面積（ha） |
|----------|------|--------|
| 大町農業振興地域 | 大町市 | 4,976 |
| 八坂農業振興地域 | 八坂村 | 2,674 |
| 美麻農業振興地域 | 美麻村 | 4,406 |

（新）

| 農業振興地域名 | 市町村名 | 面積（ha） |
|----------|------|--------|
| 大町農業振興地域 | 大町市 | 12,056 |

農業政策チーム

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、小布施町東町第二土地区画整理組合の理事について、次のとおり就任の届出がありました。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

| 氏名 | 住所 |
|------|-----------------|
| 唐沢吉久 | 小布施町大字小布施154番地1 |
| 黒田篤 | 小布施町大字小布施332番地 |
| 三田仁美 | 小布施町大字小布施155番地 |
| 関谷矩往 | 小布施町大字小布施490番地 |
| 松沢良雄 | 小布施町大字小布施496番地 |

都市計画チーム

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、北長野駅前A-2地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年4月6日

長野県知事 田中康夫

- 氏名 清水偉男
- 住所 長野市吉田3丁目9番16号

建築まちづくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月6日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 入札に付する事項
 - 調達をする役務
長野県佐久合同庁舎空調設備保守点検業務
 - 役務の特質
長野県佐久合同庁舎の空調設備の保守点検業務
 - 履行期間
平成18年5月1日から平成19年3月31日まで
 - 履行場所
佐久市跡部65-1
長野県佐久合同庁舎
 - 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。
 - 過去に5階建て以上の建物において空調設備の保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - 冷温水発生機、冷温水ポンプ、空気調和機、ファンコイルユニット、送風機、排風機及び自動制御監視盤について、すべてを一括して保守点検業務を誠実に履行した実績（その一部についてメーカー等から技術員派遣を受けた場合を含む。）を有する者であること。
- 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
佐久市跡部65-1
長野県佐久地方事務所地域政策チーム
電話 0267 (63) 3131
- 入札手続等
 - 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年4月26日 午後2時
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 共済ホール

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年4月19日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

財産活用チーム

正 誤

平成18年3月30日付け長野県告示第166号「土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定」中

ページ 行(箇所) 誤 正

176 右側28 唐沢川 湖南唐沢川

砂防チーム

平成18年3月30日付け長野県告示第168号「土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定」中

ページ 行(箇所) 誤 正

177 左側47 唐沢川 湖南唐沢川

砂防チーム